

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり企画提案書の提出を求めます。なお、本業務にかかる契約の締結は、当該業務に係る平成27年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

平成27年2月2日

世田谷区

### 1. 業務の概要

#### (1) 件名

東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第49号線 期道路事業用地取得に係る補償説明等業務委託

#### (2) 業務概要

東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第49号線 期道路事業(以下、「補助49号線 期」という。)が平成21年8月に認可され、これまで道路事業用地取得及びこれに伴う補償に関する業務を行っているところである。

本業務は、補助49号線 期において、最優先課題である堺橋の架け替えに必要な道路事業用地箇所(世田谷区瀬田一丁目1番1号 SETAHAUS)の取得に向けて交渉を進めることを目的とする。

#### (3) 業務内容

補助49号線 期の道路事業用地取得及びこれに伴う補償に関する業務のうち、土地及び建物の関係権利者に対し、土地の評価方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容等の説明、補償金に関する税制度の説明、並びに権利者の求めに応じて代替地の情報提供等を中心として、これに付随する業務を総合的に行うものとする。

取得対象用地面積：約141.55 m<sup>2</sup>

権利者数：約25名、共用部分：2箇所

- 1) 全体説明会等の開催
- 2) 現地調査等
- 3) 概況ヒアリング
- 4) 関係権利者の特定
- 5) 補償説明方針の策定及び補償説明用資料の作成等
- 6) 権利者等に対する補償説明
- 7) 物件補償調査及び補償額算定
- 8) 補償額算定書の照合
- 9) 補償額算定後の補償説明
- 10) 補償説明記録簿
- 11) 補償説明後の措置
- 12) 承諾書及び配分協議書成立書等の受託

- 13) 契約及びこれに付随する事務
- 14) 移転履行状況等の確認
- 15) 移転履行状況等確認後の措置
- 16) その他の業務

(4) 履行期間

契約日から平成29年3月31日まで

なお、平成28年度以降の委託契約は年度ごとに行うこととし、前年の履行状況が良好であること、予算配当の議決が得られることを条件とする。

2. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む)の規程に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 法人税、法人事業税、都道府県民税・市町村民税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づく更正手続き開始申立または民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づく民事再生手続き開始申立をしていないこと。
- (6) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (7) 公共用地の取得に伴う損失補償基準等に基づく公共用地取得に係る補償業務の受託実績を有すること。なお、補償額算定業務においては「損失補償算定標準書」及び「東京都の事業の施行に伴う損失補償基準」いずれの算定基準に基づく補償算定業務についても実績があること。
- (8) 「補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)」(以下「登録規程」という。)第2条第1項の別表に掲げる全ての登録部門において登録を受けていること。
- (9) 本委託業務の実施において、必要に応じて以下の技術者等を配置できること。

・技術者

- 1) 次の要件を満たす社員がそれぞれ少なくとも1名以上在籍していること。

社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程(平成3年3月28日理事会決定)」第3条に掲げる8部門全てにおいて同条第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士であり、かつ公共用地取得に関する補償業務について10年以上の実務経験及び本業務の対象事業と同規模の事業における公共用地取得に関する補償業務について5年以上の指導監督的実務経験を有する者。

技術士(建設部門)の資格を有する者

一級建築士の資格を有する者

なお、参加表明書の提出期限までに当該登録がされていない場合は、契約締

結までに登録されていること。

- 2) 技術者のうち、下記に示される同種業務について、1件以上の実務経験を有し、本件業務に専任するものを主任技術者(業務責任者)として配置できること(実績については、平成18年度以降に完了した業務とする。)

同種業務とは、国、地方自治体等が発注した登録規程第2条第1項の別表および「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について(平成20年10月1日付国土用第43号)」「(以下「施行及び運用について」という。)の「8 補償関連部門」に定める補償説明等業務及び区分所有建物に道路計画線が存する物件に関する補償説明等業務(用地補償技術業務を含む)を示す。

#### ・担当者

公共用地取得に関する補償業務について、1年以上の実務経験を有する者。

- (10) 本業務における補償関係者と技術者、担当者間において、資本的及び人的関係がないこと。
- (11) プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントの認証を受けていること。または、自社において個人情報保護に関する規定を設けていること。

#### 3. 提案書の提出者を選定する基準

本件では原則、参加資格の確認のみを行う。なお、資格審査の結果については、平成27年2月20日(金)までに通知発送する。

#### 4. 企画提案書を特定するための評価基準

- (1) 主任技術者の用地取得の実績
- (2) 主任技術者の区分所有建物用地取得の実績
- (3) 技術者の用地取得の実績
- (4) 技術者の区分所有建物用地取得の実績
- (5) 経験のある区分所有建物用地取得部分
- (6) 技術者の確保
- (7) その他の専門技術者
- (8) 個人情報管理の方針、体制
- (9) 見積り金額の妥当性
- (10) 補償説明等への体制
- (11) 職員の接遇(苦情処理等)に関する取組み
- (12) 実施スケジュール
- (13) 業務実施方針の内容
- (14) 業務目標、公共用地取得への姿勢

#### 5. 審査

提出された提案書等は、別に定める審査委員会を設置し、要綱に定める審査事項に基づき審査を行う。なお、選定方法は書類審査としプレゼンテーションは行わないものとする。

審査予定日：平成27年3月25日（水）

## 6．手続等

### (1) 担当部署

世田谷区道路整備部道路事業推進担当課

本件担当：松本、村松

電話：03 - 5432 - 2518

FAX：03 - 5432 - 3067

E-mail：[sea01200@mb.city.setagaya.tokyo.jp](mailto:sea01200@mb.city.setagaya.tokyo.jp)

### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

#### 1) 交付期間

平成27年2月2日（月）から平成27年2月16日（月）まで  
（土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

#### 2) 場所及び方法

世田谷区ホームページよりダウンロード

<http://www.city.setagaya.lg.jp/konnatoki/1009/1091/d00137886.html>

世田谷区道路整備部道路事業推進担当課の窓口にて交付

### (3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

#### 1) 提出期限

平成27年2月16日（月）午後5時必着

#### 2) 提出場所

上記（1）本件担当課

#### 3) 提出方法

持参による

### (4) 提案書等の提出期限、場所及び方法

#### 1) 提出期限

平成27年3月17日（火）午後5時必着

#### 2) 提出場所

上記（1）本件担当課

#### 3) 提出方法

持参による

## 7．その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限る

(2) 契約保証金：免除

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約の相手先と随意契約により締結する予定の有無：有

件名：東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第49号線 期道路事業用地取得に係る補償説明等業務委託（平成28年度）

- ( 5 ) 関連情報を入手するための照会窓口：上記 6 .( 1 )
- ( 6 ) 区は、この案件に参加を表明した者及び企画提案書を提出した者の商号・各称並びに企画提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- ( 7 ) 詳細は説明書による